

2013年3月1日 全10頁

中国新指導層は「国進民退」を改革できるか

常務理事
金森 俊樹

[要約]

- 中国では、「国進民退」が指摘される中、2012年来、民間資本に公平かつ透明性のある市場環境を提供すること、特に、鉄道、エネルギー、金融等を民間資本参入の重点分野とすることが改めて指示されるなどの動きが見られている。その背後には、マクロ的循環要因による経済成長率の鈍化に加え、中長期的に中国経済が成長パターンの転換点にさしかかっているとの問題意識がある。
- 統計上はむしろ「国退民进」にもかかわらず、特に近年「国進民退」が叫ばれる背景には、経済規模全体が拡大するパレート改善プロセスを主として民間セクターが担い、国有企業の比重は相対的に低下してきた一方、実態上、国有セクターは引き続き経済の基幹的な部分を支配し、私企業の参入から保護され特権的な地位を享受していること、「選択と集中」のプロセスを経て残った国有企業はより大規模かつ強力になったこと、さらにはグローバル金融危機の影響、それへの対応等の面で現れた国有企業の優位性といった要因が指摘できる。
- 今後の民間セクター発展に関連し、国有セクターと民間セクターの効率性評価の問題、国有セクターの非効率性に伴う国民経済上のコスト負担と所得格差問題、また、民間セクター拡大政策が必ずしも確実に実行されてこなかった行政上の問題に留意する必要がある。

(注) 本稿は、外国為替貿易研究会発行「国際金融」2013年2月号に掲載された同タイトルのレポートを、その後のデータを加え修正したものである。

1. 再燃する民間セクター拡大の議論

2012年3月、中国の国務院発展研究中心と世界銀行が共同で発表した「2030年の中国」は、中国が今後20年間、調和のとれた創造力のある高所得社会を実現していくために採るべき6つの発展戦略の第一として、私企業に対する市場参入障壁を下げ、企業部門をより市場機能に則った公平な競争環境にしていくべきことを提言した。また8月には、中国の有力民間シンクタンク、天則経済研究所の研究チームが「中国の行政的独占の原因、行為、および破除」と題する報告書を発表、行政的独占（行政が企業等の経営主体に独占的権力を与えることで、その具体的形態が国有企業）によって、国有企業が土地やその他資源を無償または廉価で費消し、また独占的価格を設定していることに伴う社会的損失は、2010年、少なく見積もっても1兆1,739億元にのぼること（約12兆円、消費者余剰等の理論的フレームワークを基に推計）、国有企業の存在はもはや、これまで言われてきた「行政執行の基礎」ではなく、むしろ「行政執行の脅威」になっていること、長期的には国有企業は営利性のある領域からは退出すべき等との主張を展開した。これら二つの報告書も契機として、国有企業改革、民間セクターの拡大を社会主義市場経済の中でどう位置付けるのかという、中国にとって古くて新しい課題が再び注目されている。

2. 民間セクターの発展段階

社会主義を標ぼうする中国では、経済活動の中で民間セクターが発達してくることについてのどのように考えるべきか、そして民間セクターはどのように取り扱われるべきかという問題は、長年大きな議論を巻き起こしてきた。中国経済における民間セクターの発展の歴史を法整備や思想面を中心に概観すると、およそ以下の4つの段階に分けられよう。

- ① **第一段階（1978—80年代半ば）** 改革開放が始まった時期で、民間セクターが出現。ただし、経済的にも政治的にもなんらの保護・保障もなく、したがって、「紅帽子（表面的には紅い、すなわち国有という体裁をとった私企業）」の出現と、海外への資本逃避という二つの問題が発生し、これが民間セクターの健全な発展を阻害する要因となった。しかし82年憲法改正で、民間セクターは「社会主義国有経済を補完するもの」と、一定の位置付けが与えられた。
- ② **第二段階（1980年代半ば—90年代半ば）** 1987、88年、私企業に対する法的保護を明確化した暫定規則が制定され、公文書上、初めて「私企業」という用語が使われた。さらに、92年党大会で「中国の特色を持った社会主義市場経済」という概念が打ち出された。
- ③ **第三段階（1990年代半ば—2000年代初）** 1997年党大会で、私企業を従来の社会主義市場経済の「補完」から「重要な構成要素」に変更。99年憲法改正で、財産権以外について、

私企業の権利の法的保護を明確化。江沢民国家主席（当時）の提唱した「三个代表（3つの代表）」思想で、「共産党は、先進的な生産力、先進的な文化、広範な人々の広範な利益を代表する」とされたが、この中で、「先進的な生産力」と「広範な人々の利益」が、民間セクターの発展を推進しようとする政策意図を示すものと解釈された。さらに、02年党大会で、党員資格を私企業経営者にも開放¹、04年全国人民代表大会（全人代）で、除かれていた財産権保護も明確化された。こうして、中国の民間セクターは総じて、1980年代から2000年代初にかけて、急速に発展した。

- ④ **第四段階（2000年代初—現在）** 胡錦濤政権下で、国家が支配権または一定の影響力を有すべき戦略産業、基礎産業を確認。所得格差の拡大に対応して和諧社会の実現が政治的スローガンとなる中で、思想面でも、2004年頃から市場機能を重視した改革路線を批判する論調が息を吹き返した。こうした状況下で、民間セクターが縮小し国有セクターが再び拡大する「国進民退」が問題視されるようになり、これに対応して、民間投資促進を目的として、国務院は、05年「非公経済36条」、10年「新36条」を発表した²。

2012年中の動きを見ると、「新36条」に基づき、各行政部門が総計42項目に及ぶ「新36条実施細則」を制定し、民間資本が参入する領域、参入の方式等をさらに詳細に規定し明確化した。そして7月末に開催された国務院常務会議では、温家宝首相より、この実施細則を徹底すること、それを通じて民間資本に公平かつ透明性のある市場環境を提供すること、特に市政（公共事業）、鉄道、エネルギー、電信、金融、教育等を民間資本参入の重点分野とすることが指示され、さらに10月の同会議で、この実施細則の制定が、2012年に入ってから成長が安定に向かっていることを可能とした重要なマクロ政策のひとつであると強調された。その後、同常務会議に出席した国有資産監督委員会（SASAC）幹部も、特に、電力、通信、石油石化といった国有企業に支配されている分野への私企業の参入を促進する方針を言明したと伝えられる（10月25日付 China Economic Review）。11月に開催された第18回共産党大会における胡錦濤総書記（当時）報告は、経済発展方式の転換を加速させることが課題と主張する中でこの問題に触れ、経済体制改革の鍵は政府と市場の関係を適切に処理することであり、いささかの揺るぎもなく（毫不动摇）、国有資本が有する安全保障や国民経済の根幹にかかわる分野での支配力・影響力を引き続き強化することを確認する一方、民間セクターの発展を支持奨励し、同セクターが各種生産要素を法の下で平等に使用すること、競争的市場に公平に参入すること、国有セクターと同等の法的保護を受けることを保証することが必要と主張した。胡報告については、

¹ 2002年の党大会では7人、07年は17人の私企業家が入党、12年11月の党大会では、総勢2270人の党代表のうち、国有企業・金融機関の経営者が112人、私企業家が34人となった。ただし、私企業経営者の入党増加に対しては、「政経癒着」であるとして問題視する声もある（2012年11月5日中国経済週刊）。

² 新36条：2010年国務院が発表、正式名称は「民間投資の健全な発展を奨励することに関する国務院の若干の意見」。「非公経済36条」と区別して「新」が付けられており、これによって、従来の「非公経済36条」は「老36条」とも呼ばれる。具体的には、民間投資の範囲・領域の一層の拡大を図るとして、基礎的インフラ部門、公共事業・政策性住宅建設、医療・教育等社会事業、金融、貿易、国防・科学技術への民間資本の動員奨励が提唱されている。

国有企業への配慮を示したものとして、改革に後ろ向きとの評価が多いようだが³、基本的には、2012年に入ってからの上述のような動きも含め、従来の方針を再確認したもので、特に後退したとの評価はあたらないだろう。ただし、従来の方針からさらに踏み込んだ内容というわけでもなかったと言えよう。

国務院発展研究中心と世界銀行、および天則経済研究所が相次いで、国有企業改革や民間セクターの発展に関する報告書を発表し、また「人民論壇」や「経済改革」等の専門雑誌が本問題の特集を組むといった動きの背後には、2012年に入ってマクロ的循環要因から経済成長率が大きく鈍化してきたことに加え、それが単なる短期的な循環に止まらず、中長期的に中国経済がこれまでのような投資効率を無視した粗放的な高成長から転換していくべき時期にさしかかっていることを示唆しているのではないかという問題意識が中国国内で高まっており、またそうした中で国有セクターに大きく依存した経済のままでよいのか、「国進民退」と呼ばれている状況を放置してよいのかという強い懸念があるものと思われる。

3. 統計上は「国退民進」

しかし実は、統計上、「国進民退」と言われる状況は必ずしも確認できず、むしろ逆の傾向が顕著である。中国国家統計局は、その統計年鑑の中で、一定規模以上の工業企業について、形態別に企業数や就業者数等の推移を発表している。国家統計局の定義による国有独資と国有控股企業（国が50%以上を出資する国有絶対控股企業と、国の出資は50%未満だが出資比率は最大である相対控股、および、最大の出資者とはなっていないが、実際上国が支配している協議控制を合わせた国有相対控股企業）の合計を国有企業（国企）とし、国企、私企業別のシェアの推移を各種指標で見ると、企業数、生産額、資産規模、利潤、就業者数、いずれの指標でも、2000年から2010年にかけて、基本的に国企のシェアは低下する一方、私企業のシェアは高まっている。2010、11年は一部の指標で国企のシェアが高まる傾向が見られるものの、2012年は、一部明らかになっている指標からみる限り、再び私企業のシェアが高まっているようである。2010、11年、国企の企業数は各々2.3万社、1.7万社で、2000年の5.3万社の約3分の1にまで減少、他方、私企業は同期間2.2万社から18.1万社まで増加している。私企業の工業生産額は、2000年（5,220億元）から2011年（25.2兆元）にかけ50倍、2009年から私企業の生産総額が国企のそれを上回った。企業利潤全体に占める国有企業のシェアは、1998–2000年、小幅上昇した以外は一貫して低下し、2000年54.8%から2011年26.8%に、他方、私企業はこの間4.3%から29.6%に上昇している。

³ 例えば2012年11月21日付Financial Times紙は、党大会では、国企が支配する現在の「国家資本主義」に対して、指導層に全く危機感は見られなかったとの論評を掲載、その理由として、現実に中国経済が高い成長を遂げてきたこと、国企は必ずしも硬直的とは言えず、少なくとも以前の国企に比べれば良くなっていると思われること、さらに民間企業の方に、食品安全の問題等様々なスキャンダルが生じたことの3点を指摘している。

(参考1) 国有企業と私企業のシェア推移

(単位%)

	企業数		生産額		資産規模		利潤		就業者数	
	国企	私企業	国企	私企業	国企	私企業	国企	私企業	国企	私企業
2000	32.3	13.6	47.3	6.1	66.6	3.1	54.8	4.3	53.9	6.2
2005	10.1	45.5	33.3	19.0	48.1	12.4	44.0	14.3	27.2	24.5
2008	5.0	57.7	28.4	26.9	43.8	17.6	29.7	27.2	20.3	32.5
2009	4.7	58.9	26.7	29.6	43.7	18.5	26.9	28.0	20.4	33.7
2010	4.5	69.3	26.6	30.5	41.8	19.7	27.8	28.5	19.2	34.7
2011	5.2	55.5	26.2	29.9	41.7	18.9	26.8	29.6	19.8	32.2
2012	NA		25.3	NA	NA		25.5	32.7	NA	

(注) 国企は、国有独資・国有控股企業の合計

(資料) 中国国家统计局統計年鑑 2012 年版等より筆者作成

4. 大型国企の産業支配とパレート改善過程での私企業の拡大

内外で「国進民退」が叫ばれてきたにもかかわらず、統計上は上記のようにむしろ逆の傾向が見られていることを、どのように考えるべきなのか⁴。3点指摘したい。第一は、歴史的に中国で民間部門がどのように発展してきたかを振り返ると、基本的に、既存国有企業はそのままにして、周辺に民間セクターを育てるという漸進主義を当局が採ってきたことが特徴で、必ずしも既存国企を民営化していったわけではない。民間セクターの拡大は、言わば、新たに拡大していく経済活動を民間セクターが担ってきたという意味で、パレート改善のプロセスの中で生じてきたと言える。他方、国企については、90年代半ばから2000年代初、インフレ、これに対応するための財政金融引締め、不良債権増加という事態が生じる中で、中小国企を整理統合する「抓大放小（大をつかみ小を放す）」と呼ばれる方針が採られ、とりわけ2003年頃から中小国企を民営化していく動きが出てきた。その結果、国企の数そのものは減っていったが、残った国企は私企業に比しより大型化した（国企の平均資産規模は、2000年、私企業の9倍から2011年は23.4倍にまで拡大）。

第二に、国企が一部の産業分野で独占的・特権的に扱われてきたことが大きい。この点では、社会主義経済の中での民間セクターの位置付けについて、中国でどう考えられてきたかを、少

⁴ 雑誌「人民論壇 2010年5月（下）」が行った調査によると、国有企業改革で「国進民退」を問題視し、議論すべき課題とする回答が55.3%であったとされている。また全体の回答のうち、68.5%が「国進民退」は存在すると思うと回答、21.6%が存在しない、9.9%がよくわからないと回答している。また、筆者も参加した2012年9月に開催された中国のシンクタンク等のある会議では、中国側から、統計から見て、民間セクターが一貫して発展してきていることに疑いの余地はなく、「国進民退」は、もっぱらグローバル危機への対応というごく一時的な要因に基づくものとの指摘が出された。

し振り返ることが有益である。民間セクターが急速に拡大した上記第三段階の時期に、社会主義経済と民間セクターの関係について、ひとつの思想的論争が見られた。すなわち、一方で、民間セクターの発展は資本主義経済への移行を意味することになるのではないかと、社会主義経済を維持することができなくなるのではないかと懸念の台頭があり、これに対し党は、「国有セクターが経済全体を支配（制御）する力」という概念を提唱し、そうした懸念の払しょくを図った。経済改革の過程で、思想面でのひとつの大きな転換をもたらした論争である。同概念は、次の二つの点を強調している。すなわち、①国有セクターが国民経済の基幹部分を制御すること、②国有セクターが経済活動の中で支配的役割を果たすことであり、これらが満たされている限り、社会主義経済に変わりはないとの議論である。この議論は、2000年国家統計局報告書で、「国有セクターは、安全保障、高度技術等、一部産業に限られるべきで、こうした分野で国有セクターの支配が維持されている限り、社会主義になんらの変更もない」との見解に結実した。そして、かかる見解の延長線上で、2006年、国家が「絶対的な支配権（絶対制御権）」を持つべき戦略産業として、国防、電力、石油石化、通信、石炭、航空が確認され、これら産業では、多くの国有企業間の競争はあるも、新規企業の参入は抑制された。また、機械、鉄道、電信技術、建築、鉄、金属加工は、国家が「一定の強い影響力」を有するべき「基礎」または「支柱」産業と位置付けられ、戦略産業ほどではないものの、やはり私企業の参入は抑制されてきた。こうした基本的考え方が、2012年11月の党大会での胡報告で再確認されたことは、上述の通りである。実際、工業分野を見ると、統計上も2011年、電力、石油・天然ガスといったエネルギー分野の生産シェアはいずれも9割以上、また石油加工等も7割近くを国企が占めている。このように、「国退民进」は、中国経済の規模が急速に拡大するパレート改善プロセスの中で、統計上、各種指標で見た民間セクターの経済活動に占める比重は一貫して大きくなる一方、言わば「選択と集中」のプロセスを経た国企の比重は相対的に低下してきたという事情を反映している。他方で実態上、国有セクターは社会主義市場経済の下で引き続き経済の基幹的な部分を支配し、私企業の参入から保護され特権的な地位を享受しているという状況があり、残った国企はより大規模になり、私企業に比し圧倒的な優位性を有することになった。

第三は、より短期的要因である。グローバル金融危機からの回復過程では、2008年の4兆元の財政刺激策による投資計画の大半が国企によって実行され、国有セクター中心の経済構造がより対応能力に優れていると思われたこと、他方で、2010年秋、温州で大きな問題となり注目されたが、インフレ、バブルを抑制するため当局が行った金融引き締めにより、銀行からの融資を受け難くなった多くの民間中小企業が資金難に陥り、倒産が相次ぐ事例が見られたことが、特に最近になって、「国進民退」の状況が生じているとの声を大きくするきっかけになっていると言えよう。

(参考 2) 平均資産規模

	国企 (A)	私企業 (B)	(A) / (B)
2000 年	1 億 5,700 万元	1,750 万元	9.0 倍
2010 年	12 億 2,300 万元	4,300 万元	28.6 倍
2011 年	16 億 5,200 万元	7,100 万元	23.4 倍

(資料) 中国国家统计局統計年鑑 2012 年版より筆者作成

(参考 3) 国有企業が支配する工業分野 (2011 年)

	総企業数	総生産額 億元	国企生産シェア
電力供給	5,287 (3,509)	47,353 (44,058)	93.0%
石油加工・核燃料加工	1,974 (215)	36,889 (25,303)	68.6%
石油・天然ガス採掘	271 (109)	12,889 (11,869)	92.1%
交通運輸設備製造	15,012 (1,141)	63,251 (27,818)	44.0%
鉄精錬・圧延加工	6,742 (312)	64,067 (23,652)	36.9%
煙草製造	148 (117)	6,806 (6,761)	99.3%

(注) 外書きが全体の計数で、カッコ内が国企の計数

(資料) 中国国家统计局統計年鑑 2012 年版より筆者作成

5. 民間セクター発展にかかる幾つかの問題

統計上、必ずしも国有セクターが再び拡大し、民間セクターが縮小しているわけではないとは言え、上述したように、「国進民退」の声の背後には、中国経済が持続的な安定成長へ移行する転換点に立っていること、かかる移行を成功させるためには、国企改革を進め、より民間セクターの役割を強化していく必要があるとの根本的な認識がある。こうした認識の下で、各行政部門が新 36 条実施細則をまとめ、国务院がこれを徹底させていこうとしている昨年来の動きは、基本的には正しい方向と言えようが、この動きを確かなものにしていくために、以下のような点が正しく確認されておく必要がある。

第一は、国企と私企業の生産の効率性について、どのように評価すべきかである。(参考 1) に見られるように、生産額と利潤シェアは国企と私企業間であまり差がないことから、両者の間に効率性の面で大きな差はないとの指摘がある一方(2012年5月29日付求是理論網)、国企の固定投資コストは、私企業に比べ 20-30%割高で、投資に要する期間も 1.5 倍程度と長い場合が多いこと、調達価格や販売価格の歪みが大きいこと、国企向け融資は金融機関の融資全体の 90%を占めているにもかかわらず、GDP への貢献は 50%にすぎない(言い換えれば、10%の融資しか受けていない私企業が GDP の半分を支えている) こと等から、国企の効率性は私企業に比べ大きく劣っているとの指摘もある(2012年6月29日付 Caixin editorial、11月29日付

China Economic Review)。国家統計局のマクロ統計で検証してみると、たとえば利潤総額の対平均総資産比（総資産貢献率）、利潤総額の対生産コスト比（成本费用利潤率）は、2011年全産業ベースで、国企が各々13.69%、7.66%に対し、私企業は22.45%、7.99%となっている。おそらく国企の場合、その特権的地位から原材料の調達等生産コストの一部が低く抑えられているため、費用との関係で見た効率指標は表向き私企業とあまり変わらないが、資産規模との関係では、効率指標は私企業を大きく下回る。私企業が多くを占める農副食品加工、紡績業、化学原料・化学製品加工、非鉄金属鉱物製品、通信設備製造の各分野について、同分野の国企とこれら効率性指標を比べてみても、国企の方が総じて非効率的事であることは明らかだ。

（参考4）国有企業・私企業別経営効率指標（2011年）

(単位%)

		総資産貢献率	成本费用利潤率
全産業	国企	13.69	7.66
	私企業	22.45	7.99
農副食品加工	国企	11.93	4.70
	私企業	29.10	7.48
紡績業	国企	7.09	3.81
	私企業	19.36	6.52
化学原料・化学製品加工	国企	9.61	4.95
	私企業	23.54	8.22
非鉄金属鉱物製品	国企	13.68	13.49
	私企業	25.93	9.47
通信設備製造	国企	8.06	5.89
	私企業	16.39	7.60

(注) 総資産貢献率 = (利潤総額 + 税総額 + 利子支出) / 平均資産総額

成本费用利潤率 = 利潤総額 / 生産総コスト

(資料) 中国国家统计局統計年鑑 2012年版より筆者作成

第二に、このような国企の非効率性は当然、国民経済的にコストを伴っており、それは中小私企業や一般庶民に転嫁されていることである。すなわち、最近やや金利の弾力性を高める措置が採られつつあるものの、なお人為的規制金利の下で、スプレッドを保証された国有商業銀行が低利で国企に優先的に融資するため、一般庶民の預金を目減りさせる「金融抑圧」状況が生じている。また国企は資源エネルギー、通信・輸送インフラの建設といった川上の産業にシフトしており、コストを川下の中小私企業に転嫁する傾向が強い。たとえば China Mobile は、他国では存在しない様々な手数料を利用者から徴収しており、また国企による割高な独占価格が私企業のコストを押し上げ、私企業はそれを従業員に転嫁するため賃金を低く抑えるといったことが生じている（2012年8月3日付 China Economic Review）。以上は、国有セクターと民間セクターの現状をどのように改善していくかという問題が、実は、所得格差の拡大や一般庶民の不平等感の高まりという、中国経済が抱える最大の問題とも密接にからんでいることを示している。

第三は、民間セクター発展を企図した政策を実行していく上での行政上の問題である。民間セクターを発展させようとする政策方針自体は、すでに上述 2005 年の「非公経済 36 条」で提唱され、2010 年の「新 36 条」でも打ち出され、またこの間、新旧 36 条に関連する 80 以上をわたる文書が策定・発表されてきたにもかかわらず（2012 年 11 月 5 日付第一財經日報）、あまり具体的な進展は見られてこなかった。これは、全体的な政策を立案し法律を制定するのは上部機構である国務院（内閣）だが、それを実際に実行していくのは、その下にある各行政部門・地方政府であり、これらが、それぞれの立場・考え方から、必ずしも国務院の発表する方針通りには政策を実行せず、またしなくても問題とならないという事情がある。各部門が、所管する産業セクターの国企の独占的権限を規定するような文書を作成する等、国務院の方針とは矛盾するような動きをしている例もまま見られると言われている。したがって、国務院が新 36 条のような政策を打ち出すだけでなく、同時に各部門に、国務院の方針と矛盾するような文書を廃止させ、国務院の政策を実行させていくなんらかの強制的メカニズムが必要との指摘がなされている（北京天則経済研究所長、2012 年 7 月 18 日付網易評論等）。その意味で、昨年来、実際に政策を実行する各部門が新 36 条実施細則を制定し始めたことは、重要な動きと言えよう。特に注目されるのは、民間セクターの拡大を考える上で最も重要な分野のひとつである金融セクターで、その国有寡占状態を是正するため、2012 年 5 月、銀行監督委員会が「民間資本の銀行業への参入奨励に関する実施意見」を発表し、民営企業の銀行への資本参加制限を緩和したこと、温州金融改革試験区⁵が始動したこと、また同じく国企が独占状態にあるエネルギー部門を所管する能源局が、石油・ガスパイプライン他、すべてのエネルギー関連プロジェクトを民間資本に開放するとして「実施意見」を発表したこと等である⁶。これらは大きな前進だが、真に実行を伴うのか、なお見極めていく必要がある⁷。

中国では以前から、民間資本の参入には、目に見えない不透明な障壁があると言われてきた。私企業が実質的に参入を阻んでいる納得できない障壁があると考える場合に、行政部門を訴える等、何らかの訴訟を起こしやすくするような枠組みを整備し、行政の透明度を高めていくことも重要だろう⁸。所得格差の是正や一般庶民の不平等感の払拭を通じて、中国経済をより持続的かつ安定的な軌道に移行させ、社会の安定を確保することが新指導層の最大の課題と言えるが、そのためにも、昨年来打ち出されている民間セクター発展のイニシアチブを、仮に既得権益層からの抵抗があったとしても、着実に実行していくことが不可欠となろう。

⁵ 2012 年 3 月、国務院が、2011 年 10 月に民間借貸・中小企業倒産問題で揺れた温州市を金融総合改革試験区とすることを決定、民間資金の活用による新たな金融機関の設立、個人の対外直接投資の促進検討等 12 項目（温州 12 条）を発表している。

⁶ 2012 年 9 月 11 日付 China Daily によると、国土資源部は、10 月に 2 回目の国内シェールガス開発プロジェクトへの入札を行う旨発表、2010 年 6 月に行われた 1 回目の入札では入札資格が 6 つの国企に限られていたが、今回 2 回目は対象地域も広く（4 ブロックから 20 ブロックへ）、国企に加え私企業の入札への参加を認め、また落札した中国企業への外資企業の出資も歓迎するとして当局者の発言を伝えている。

⁷ 国企の比重が高い資源採掘、電力、金融の各分野でも、近年、民間資本の投資の比重がやや上昇する傾向は見られており、2006-09 年、各々 23%⇒34.5%、11.5%⇒13.6%、8.3%⇒13.9%へと上昇、また 2015 年には各々、45%以上、20%、20%程度までさらに上昇するのではないかと予測もある（2012 年 11 月 5 日付第一財經日報）。

⁸ 民間企業が国企を訴えたケースとして、2012 年 11 月 12 日付 Financial Times 紙は、江蘇省の染料関係の私企業が国企を相手に 2000 万元の損害を被ったとして訴訟を起こし、700 万元を勝ち取ったとの例を紹介している。しかし、政府が後ろ盾になっている国企を訴えるケースは、なお極めて稀であると伝えている。

(参考文献)

1. 「2030 年的中国：建设现代，和谐，有创造力的高收入社会」世界银行、国务院发展研究中心、2012 年 3 月
2. 「中国行政性垄断的原因，行为与破除」天则经济研究所课题组 2012 年 8 月
3. 「人民论坛」2012 年 5 月（下）
4. 「国企改革路径交锋」‘中国改革’财新网 2012 年第 4 期 2012 年 4 月
5. 「Private Sector Development in the People’s Republic of China」Toshiki Kanamori, Zhijun Zhao, Asian Development Bank Institute, 2004